

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から同年 12 月までの期間、60 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から同年 12 月まで  
② 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 54 年に A 区 B 地区に転居し自営で仕事を始めてからは、A 区役所から送付された国民年金保険料の納付書で、同区役所出張所や銀行で保険料を毎月又は 2、3 か月分をまとめて未納のないように納付していた。また、時期や詳細は不明だが、同区役所から電話があり、まとめて国民年金保険料を納付した記憶もある。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 48 年 4 月頃に払い出されたと推認され、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられ、このことからすると、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は納付が可能である。

また、申立人が、6 か月、6 か月及び 3 か月とそれぞれ短期間である申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続以降、60 歳に到達するまでの期間において、申立期間①、②及び③以外に未納は無く、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間①、②及び③の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和16年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和57年7月21日から同年8月5日まで  
厚生労働省の記録によれば、B社（現在は、C社）の資格喪失日が昭和57年7月21日に、A社の資格取得日が同年8月5日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に空白がある。同じ敷地内にあった関連会社への異動であり、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社の回答及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社における申立人の雇用保険の資格取得日から、昭和57年7月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成15年に清算終了しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8690

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 25 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 11 日

A 社に勤務していた期間のうち申立期間に係る賞与の記録が無い。賞与を支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の回答及び申立人が所持する給与振込口座の預金通帳により、申立人が申立期間に賞与の支給を受けたことが認められる。

また、複数の同僚は、申立人についても申立期間に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されていた旨を述べている。

さらに複数の同僚が所持している申立期間に係る賞与明細書により、これら同僚は、賞与支給額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の預金通帳及び同僚の賞与明細書から推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、25 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8691

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで  
A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額記録が、当時の給与額と異なり低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が所持する給与明細書並びに平成 17 年分、18 年分及び 19 年分給与所得の源泉徴収票で確認又は推認できる保険料控除額から、申立人は、申立期間において、オンライン記録より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、上述の給与明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主から回答は無いが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保



険者資格取得届及び同報酬月額算定基礎届の標準報酬月額がいずれもオンライン記録と一致しており、標準報酬月額を訂正した記録も見当たらない上、給与明細書及び源泉徴収票で確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンラインに記録されていた標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び源泉徴収票で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は20万6,000円、申立期間②は25万1,000円、申立期間③は25万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月16日  
② 平成18年7月14日  
③ 平成18年12月15日

A社において、平成17年12月、18年7月及び同年12月に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについては、金融機関の普通預金元帳、給与支払報告書及び同僚の賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①から③までにおいて賞与が支給され、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、上述の資料により推認される厚生年金保険料控除額から、申立期間①は20万6,000円、申立期間②は25万1,000円、申立期間③は25万7,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得ることはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年1月及び同年5月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年1月  
② 平成16年5月から17年3月まで

私は、会社を退職した後の平成16年1月頃、A区役所B出張所で国民年金の加入手続を行った。後日、国民年金保険料納付書が届いたので、保険料を1か月ごとに銀行で納付した。同年6月から同年9月までの国外にいた期間については、母に保険料の納付を頼んでいた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を1か月ごとに銀行で納付し、一部期間については母親に保険料の納付を依頼していたとしているが、申立人及びその母親は、保険料納付に関する具体的な記憶が明確でないことから、納付の状況が不明である。

また、申立期間は、平成14年4月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進められ、平成14年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人及びその母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5513

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 58 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 52 年\*月頃は専門学校の学生であったが、母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 52 年\*月頃に、申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると申述しているが、その母は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 58 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、52 年 8 月から 56 年 3 月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、同年 4 月から 58 年 3 月までは保険料を過年度納付することが可能な期間となるが、前述のとおり、保険料の納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は 68 か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（長野）国民年金 事案 5515

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年3月まで

私は、亡くなった夫から、「叔父が経営するA店に住み込みで働き、昭和35年10月頃、叔父夫婦と、一緒に住み込みで働いていた同僚であるいとこの4人で国民年金に加入した。店に、B区から委託された集金人が来ており、国民年金保険料は、事業主である叔父が毎月一人100円ずつ4人分を一緒に納付していた。」と聞いていた。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に国民年金の加入手続を行い、集金人に自身の国民年金保険料と併せて申立人の保険料を納付してくれたとする事業主である申立人の叔父は既に亡くなっており、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の妻も当時の詳細な状況を申立人から聞いてはいないとしていたことから、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和35年10月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間の国民年金保険料の納付は可能であるが、上記のとおり申立期間当時の納付状況が不明である上、申立人の叔父夫婦は、申立期間に係る自身の保険料を55年6月30日に第3回特例納付により、一括納付していることが年金事務所に保管されていた当該特例納付に係る領収済通知書、B区の年度別納付状況リスト及び附則4条納付者リストに

それぞれ記録されていることから、申立期間当時、叔父夫婦に係る申立期間の保険料は未納であったことが確認でき、叔父が保険料を毎月一人 100 円ずつ 4 人分を一緒に納付していたとする申立内容と相違する。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 関東（埼玉）国民年金 事案 5516

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和24年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和44年5月から45年10月まで  
私が20歳になった直後の昭和44年\*月又は\*月頃に、養父から、「国民年金に加入することは国民の義務であるため、お前の年金の加入手続をしておいた。」と言われた。  
国民年金保険料の納付について詳しい話を聞いたことはないが、養父が納付してくれていたはずである。  
申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の養父が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであると申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその養父は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5517

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月

私が昭和 55 年 12 月に会社を退職したときに、私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を父又は母が行ってくれたようである。会社を退職して 4、5 か月した頃に、A 町役場から家に国民年金保険料を納付するようにとの電話があったので、すぐに同役場に行き、4、5 千円を支払った。その時に職員から、「これで全部つながったからね。」と言われたことを覚えている。

申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が会社を退職したときに、私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を父又は母が行ってくれたようである。」と申述しているが、申立人の国民年金の再加入手続を行ったとする父及び母は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の再加入手続に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 55 年 12 月 31 日に喪失した後の 56 年 1 月 1 日に、国民年金の被保険者資格を再取得したことが確認でき、このことからすると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8688

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 1 月まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の記録が無い。厚生年金保険料が控除されていた資料等はないが、保険料は給与から控除されていたはずなので、調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務し、厚生年金保険の被保険者記録が認められる複数の同僚の供述から判断すると、退職日は特定できないものの、申立人が昭和 41 年 4 月から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、申立人について「在籍を確認できる資料は無く、従業員としては該当していないようである。」と述べている上、同僚の一人は「雇用形態の違いにより厚生年金保険に加入していない人がいた。」と述べている。

また、A社の事業主が保管する昭和 41 年中に社会保険事務所（当時）で確認を受けた「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、同僚の一人から申立人と同時に同社に入社したとの供述が得られた申立人を含む9人の同僚のうち、5人については氏名を確認することができるが、申立人を含む4人については確認できない。

さらに、上記「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載された複数の同僚に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致しているとともに、当該原票において昭和 41 年 3 月 1 日から 43 年 5 月 1 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を新規に取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険証の番号に欠番は無

い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8692

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年から 36 年まで  
昭和 33 年から 36 年までの間、A 市 B 地区所在の C 事業所に勤務したが、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人の勤務実態に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が C 事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が申立期間に勤務していたとする C 事業所は、法人登記の記録は確認できない上、適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、当時の事業主も不明であることから、申立人に係る申立期間の勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人が一緒に勤務したとする同僚に照会したが、申立人に係る給与からの厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

さらに、申立人が一緒に勤務したとする同僚二人について、C 事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 21 日から 45 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 3 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで  
③ 昭和 47 年 3 月 27 日から 49 年 3 月 1 日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はA社又はB社に、申立期間③はB社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、勤務期間については判然としないが、申立期間①及び②のうちの一部期間について、A社に勤務し厚生年金保険に加入していた旨の供述をしているところ、同僚は申立人が同社に勤務していたことを供述している。

しかしながら、A社の事業主は既に死亡しているため供述を得ることはできない上、複数の同僚に照会したものの、申立人の同社における勤務期間及び事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた期間について確認できない。

また、雇用保険の被保険者記録を照会したが、A社における申立人の被保険者記録を確認することはできない。

さらに、申立期間①及び②前後に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

加えて、オンライン記録により、申立期間①及び②は国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人のA社に係る申立期間①及び②における厚生年金保

除料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA社の厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立人は、勤務期間については判然としないが、申立期間②及び③のうちの一部期間について、B社に勤務し厚生年金保険に加入していた旨の供述をしているところ、同僚は申立人が同社に勤務していたことを供述している。

しかしながら、B社の事業主は既に死亡しているため供述を得ることはできない上、複数の同僚に照会したものの、申立人の同社における勤務期間及び事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた期間について確認できない。

また、雇用保険の被保険者記録を照会したが、B社における申立人の被保険者記録を確認することはできない。

さらに、オンライン記録により、申立期間②及び③は国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和47年3月1日に資格を取得し、同年3月27日に資格を喪失した後、健康保険被保険者証を同年3月31日に返納していることが確認できる。

また、C市からの回答により、申立人は、昭和47年3月27日付けでC市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人のB社に係る申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がB社の厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。